

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(翌日が休日には、その日當たる)

告

示

鳥取県告示第七百八十四號

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号)
第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による告示する。

昭和五十九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定

保険医等の登録

国民健康保険医等として登録があつたもののみなわれる
もの

- 家畜伝染病の発生
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業の認可(一件)
- 土地改良事業の工事の完了
- 公有水面の埋立ての免許の出願
- 一般国道の区域の変更
- 一般国道の供用の開始
- 開発行為に関する工事の完了(一件)
- 二級建築士試験等の合格者

指定番号	種別	図書	登記行	表示された登記号等	類
1622	雑誌その他 の刊行物	カクテル光線	E J— り 8	office JET	
1623	"	フォトキャバレー タマタマも吸ってあげる	H K— 12—D	キャラル出版	
1624	"	ファンシーガール	E J— 2—6	JOKER'S	
1625	"	SUGAR 淫穴指戯	S G— 12—D	トライビジョン	
1626	"	エロス・オーディオ大々案内号	E F— 12—D	㈱アップル社	
1627	"	エロス・アップ VOL.95 恋女激痛	E P— 12—D	アップル社	
1628	"	セクシーボトム 淫穢性交	S B— 11—D	アップル社	

1629	"	フインガーブ TABOOED	FG-12-D	アリス出版
1630	"	本番融姦 本当に、一ゅみこーしちゃった…	E I-ケ1	アリス出版
1631	"	男根使い 交際日記	E J-ケ5	アリス出版
1632	"	おしゃぶり美人 と・き・め・き	E J-ケ8	アリス出版
1633	"	ラブクリーム お口にドピュッ	LC-12-D	アリス出版
1634	"	恥穴狂い 恋の罠	E I-ケ0	キャロル出版
1635	"	秘尻全開 少女の夢	E J-ケ7	キャロル出版
1636	"	少女白書 淫亂少女	SH-12-D	トライビジョン
1637	"	スクリューア 桃色ビデオ少女美穴	SK-12-D	トライビジョン
1638	"	ザツン HONBAN ラビリンス	E J-ケ9	土曜出版社
1639	"	Hiheel NIGHT FEVER	HH-12-D	土曜出版社
1640	"	WOMAN'S 女の情報融載	ND-12-D	土曜出版社新社
1641	"	激姦 SEX ヌーしませう	E I-ケ2	Do企画
1642	"	本番激痛 おねだり	E J-ケ4	Do企画
1643	"	本番穴いじり 好い事する	E J-ケ6	Do企画
1644	"	ビデオスクランブル 最新裏ビデオ情報	VS-12-D	㈱ビケン

鳥取県告示第七四八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三一条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十一日

鳥取県知事 四 岐 雄 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大竹裕子	鳥薬第五五四号	昭和五十九年十月一日
門脇好美	鳥薬五五五号	昭和五十九年十月一日
大賀秀樹	鳥医第三、一三九号	昭和五十九年十月四日
奥間政昭	鳥医第三、一四〇号	"
大塚哲也	鳥医第三、一四一号	"
長田健一	鳥医第三、一四二号	"

鳥取県知事第七四八十七号

国民健康保険法（昭和三十二年法律第五十九十一号）第三十九条第三項の

規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
福 田 彰 則	鳥国薬第五四五号	昭和五十九年八月一日
山 本 千 絵	鳥国薬第五四七号	昭和五十九年八月二十九日
原 田 徳 子	鳥国薬第五四八号	"
陶 山 芳 美	鳥国医第三、一〇六号	昭和五十九年八月四日
藤 原 拓 造		

鳥取県告示第七百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、以西土地改良区の定款の変更を昭和五十九年十月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

病の種類	家畜の区分	発生年月日	発生場所	飼養場所
豚丹毒	豚	昭和五十九年十月十五日	米子市夜見町	米子市西三柳
	患畜	昭和五十九年十月十八日	米子市西三柳	米子市西三柳
	一	昭和五十九年十月十五日	米子市夜見町	米子市西三柳
	二	昭和五十九年十月十八日	米子市西三柳	米子市西三柳

鳥取県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農業用用排水）を昭和五十九年十月十七日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農道整備）を昭和五十九年十月十七日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
関金町	土地改良総合整備事業野添地区区画整理 単県土地改良事業船ヶ谷地区農道舗装	昭和五十四年十一月三十日 昭和五十五年三月二十日
"	第二次農業構造改善事業山守地区ほ場整備 農村基盤総合整備事業堀（福原）地区ほ場整備	"
"	農村基盤総合整備事業堀（権現堂）地区農業 農村基盤総合整備事業堀（釜ヶ谷）地区農業	昭和五十六年三月十日
"	用用排水 農村基盤総合整備事業堀（小泉奥）地区農業	昭和五十六年三月二十日
"	用用排水 農村基盤総合整備事業堀（下井手）地区農業	"
"	單県土地改良事業米富地区ほ場整備 地域農業生産総合振興事業（転作促進特別対策事業）黒谷地区ほ場整備	"
"	地域農業生産総合振興事業（転作促進特別対策事業）安歩地区ほ場整備	昭和五十六年四月三十日
"	農村基盤総合整備事業堀（上井手）地区農業 用用排水	昭和五十六年十二月十日
"	土地改良総合整備事業（小規模排水）今西地区農業用用排水	昭和五十六年十二月十四日
"	土地改良総合整備事業（小規模排水）今西地区農道舗装	昭和五十七年二月二十五日
"	團体當ほ場整備事業堀地区ほ場整備事業（小規模排水）今西地区農業用用排水	"
果樹生産振興対策事業（落葉果樹高能率生産集団育成事業）横峯地区農道舗装	昭和五十七年三月十日	

果樹生産振興対策事業（落葉果樹高能率生産
集団育成事業）横峯地区暗きよ排水
農村基盤整備事業（米富・小泉）地区
ほ場整備事業明高地区ほ場整備

昭和五十七年三月二十日
昭和五十九年五月二日

鳥取県告示第七百九十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

二 埋立区域

鳥取市東町一丁目二二〇

(一) 位置

氣高郡氣高町大字酒津字村東ノ切三五九一一から同大字字清水谷九七三までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点から6の地点までを順次に通る昭和五十八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、6の地点から8の地点までを順次に通る昭和四九年四月十二日付鳥取県指令受河第九十八号でしゆん功認可された埋立地と公有水面との境界線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津港東三号防波堤灯台（北緯三五度三分二〇秒東經一三四度五分二七秒）から一三六度三〇分一六八・〇〇メートルの地点

ルの地点

2の地点 1の地点から一七八度二〇分六・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一九七度三〇分二〇・八〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二一六度〇〇分一七・二〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二五六度一〇分三五・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二三一度〇〇分三三・二〇メートルの地点

7の地点 6の地点から三二九度三〇分二五・八〇メートルの地点

8の地点 7の地点から三二八度〇〇分一〇・〇〇メートルの地点

(二) 面積

二、五八三・三三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

氣高郡氣高町大字酒津字村東ノ切三七一一八から同大字字西松ヶ谷九七〇一一までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地

点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 酒津港東三号防波堤灯台から一〇八度三〇分一三〇・五〇

メートルの地点

イの地点 アの地点から一八〇度三〇分一〇九・二〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から二三五度五〇分一六六・八〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から三四四度五〇分一九八・二〇メートルの地点

オの地点 エの地点から六〇度〇〇分六五・〇〇メートルの地点

(三) 面積

二八、七一二・七九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五

出願年月日

昭和五十九年十月五日

鳥取県告示第七百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、

一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年十月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十五号	
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、	次とのおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十九年十月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。	

路線名	区間	供用開始の期日
一八〇号 町二六〇地先まで	米子市久美町二七四一一地先から同	昭和五十九年十月二十五日

路線名	区間		(敷地の幅員) (メートル)	延長 (メートル) 長
	変更前	変更後		
一八〇号	米子市久美町二八一地先から同 町二七七一二地先まで	米子市久美町二七四一一地先から同 同町二六〇地先まで	七・〇 一五・〇	二七〇・〇
			七・〇 一五・〇	二七〇・〇
			八・五 二七・〇	一八四・〇

鳥取県告示第七百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年四月二十六日 鳥取県指令受都計第六十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市一本木字浜田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区四谷三十一日二

財団法人貨物自動車運送事業振興センター

理事長 大橋實次

昭和59年7月22日及び同年9月16日に実施した二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和59年10月23日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県知事第七百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定による告示する。

昭和五十九年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年九月二十九日 鳥取県指令受都計第一百六十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海九〇三一

昭和合同建設有限会社

代表取締役 松本 隆

二級建築士試験合格者

井手口 多久美	橋本 正裕	高田 一 広
田 中 義 一	藤原 秀夫	中野 琴江
原 田 利 剛	朝倉 通	奥村 孝治
石 谷 文 明	谷 口 秀 明	水 谷 勝 一

明之夫修昇廣雄吉治也夫男朗久人市勇司勇
井脇中口谷田本勝貴興貞隆儀秀哲時勇誠高
平道田山間森河林潮小矢田原垣上田田原辺古森
利幸美義興之德道志治敷雄滿稔美薰義義光
藏節治男冕茂博繁昭司三功將敏朗夫幸信
田西小三嶋大山輪朝藤相龜末宮新谷木今木山
和孝洋晴高隆俊正明一三一和一真康彥義明弘一男薰勉昇
川本川田山原村本中田本砥村田下林口村橋本田口入山玉竹大松井谷田岸杉青喜多
彦幸寿雄敏博夫敏清雄美幸彥美義明弘一男薰勉昇
陽正文春泰昭美達芳和定伸善達保明一豐重正友
一博惠男夫治博紀男明男勉吾則也男彥男明雄二
中木藤村島田原川谷岡中村井田内田尾田佐々
陽正文春泰昭美達芳和定伸善達保明一豐重正友
一博惠男夫治博紀男明男勉吾則也男彥男明雄二
中木藤村島田原川谷岡中村井田内田尾田佐々
章史志努文忠之喜繼幸二典行男明憲明進実博勝勝利
泰博仁博英良正庄周泰一力政秀廣仁義吉勝勝利
森久太遠藤大前加稻明伊布浜赤造建築士田井本谷谷西道間岡